

令和 5 年度 目的税の使途状況について

1. 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路、公園整備等の都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和 5 年度の都市計画税（1,266,506 千円）は、以下のとおり都市計画事業費等（2,639,652 千円）の財源として活用しました。

主な充当先は、都市公園整備事業、下水道事業、地方債償還などです。

○令和 5 年度都市計画税使途状況

区分	決算額（千円）	充当額（千円）
公園	18,265	1,266,506
下水道	666,581	
地方債償還・その他	1,954,806	
合計	2,639,652	1,266,506

2. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和 5 年度の入湯税（10,748 千円）は以下のとおり活用しました。

○令和 5 年度入湯税使途状況

区分	決算額（千円）	充当額（千円）
観光振興	176,960	10,748